

市街化調整区域での許可不要の建築等（法第43条第1項ただし書き）

市街化調整区域において、次のいずれかに該当するものは許可が不要である。なお、この中で第2に掲げるもののうち国、県等の建築等については、位置の選定、規模、施設基準等について市と事前に協議し、みだりに市街化調整区域においてその趣旨に反する建築等を行わないこと。

第1 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物（別紙－1 許可不要の開発行為第2に該当するもの）

第2 公益上必要な建築物（別紙－1 許可不要の開発行為第3に該当するもの）

第3 都市計画事業の施行として行うもの

第4 非常災害のため必要な応急措置として行うもの

第5 仮設建築物の新築

第6 次に掲げる開発行為が行われた土地の区域内において行う建築

- 1 都市計画事業の施行として行われたもの
- 2 土地区画整理事業の施行として行われたもの
- 3 市街地再開発事業の施行として行われたもの
- 4 住宅街区整備事業の施行として行われたもの
- 5 防災街区整備事業の施行として行われたもの
- 6 公有水面埋立法による免許を受けた埋立地であってまだ同法第22条第2項の告示がないもの

第7 通常の管理行為、軽易な行為として行うもの

- 1 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する付属建築物の建築
- 2 建築物の改築又は用途の変更で当該改築又は用途の変更に係る床面積の合計が10㎡以内であるもの

※ 既存の建築物の敷地内における用途の変更を伴わない改築若しくは増築は許可を要しない。ただし、既存の建築物の延べ床面積の1.5倍を超える改築若しくは増築は、規模、構造が著しく異なるため新築として扱われることから、許可を要する。

- 3 主として当該建築物の周辺の市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物で、その延べ面積が50㎡以内のもの（これらの業務の用に供する部分の延べ面積が全体の延べ面積の50%以上のものに限る。）の新築で、当該市街化調整区域内に居住している者が自ら当該業務を営むために行うもの
- 4 土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の新設